

お客様各位

津信用金庫

## 三重県内6金融機関における相続手続の共通化について

津信用金庫は、株式会社百五銀行、株式会社三十三銀行、桑名三重信用金庫、北伊勢上野信用金庫、紀北信用金庫の5行庫と預金等の相続手続において下記のとおり、共通化することとしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 背景

高齢化社会の進展など、預金等の相続の増加が予想されるなか、現状、預金等相続手続は金融機関ごとに提出する書類や書式に違いがあり、手続きが煩雑であるなどの課題がありました。

今般、三重県に本店を置く6金融機関（津信用金庫、百五銀行、三十三銀行、桑名三重信用金庫、北伊勢上野信用金庫、紀北信用金庫）では、お客さまのご負担を少しでも軽減できるよう、預金等の相続手続を共通化することとしました。

#### 2 開始日

2022年8月1日（月）

#### 3 概要

相続手続の際にお客さまにご記入いただく書類の記入事項、およびご提出いただく書類について共通化します。

#### 4 その他

本件は相続手続を三重県内6金融機関が共同で行うものではないため、各金融機関への書類等の提出は必要です。また、各金融機関で一部相違する取扱いもあります。

以上